

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>(1) 本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。</p> <p>そのため、「Ⅰ. 基本的考え方」、「Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。</p> <p>また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。</p> <p>従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。</p> <p>また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。</p> <p>なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（X-2-1（1）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれぞれの業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定</p>	<p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>(1) 本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。</p> <p>そのため、「Ⅰ. 基本的考え方」、「Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、<u>適格機関投資家等特例業務を行う者、海外投資家等特例業務を行う者、移行期間特例業務を行う者</u>、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。</p> <p>また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。</p> <p>従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。</p> <p>また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。</p> <p>なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（X-2-1（1）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれぞれの</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅱ－１－７ 内部委任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－７</p> <p>(1) ②、③、⑦及び⑩から⑫まで、(2) ②、④及び⑦、(3) ②、③及び⑤は適用しない。</p>	<p>業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅱ－１－７ 内部委任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 財務局長は、本庁監理金融商品取引業者等となる者から、<u>金商法第63条の9第1項の規定による届出を受理した場合は、速やかに届出書の正本及び添付書類を金融庁長官へ送付すること。</u></p> <p>⑧ 財務局長は、本庁監理金融商品取引業者等となる者から、<u>金商法附則第3条の3第1項（同条第7項において準用する場合を含む。以下Ⅱ－6において同じ。）の規定による届出を受理した場合は、速やかに届出書の正本及び添付書類を金融庁長官へ送付すること。</u></p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－7</p> <p>(1) ②、③、⑦及び⑩から⑫まで、(2) ②、④及び⑨、(3) ②、③及び⑤は適用しない。</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 金融庁業務支援統合システム</p> <p>金商法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に基づく事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</p> <p>Ⅱ－６ 準用</p> <p>（１） 適格機関投資家等特例業務等を行う者への準用</p> <p>適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第</p>	<p>Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 金融庁業務支援統合システム</p> <p>金商法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に基づく事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書、<u>同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項（同法附則第3条の3第4項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）において適用する場合を含む。）に規定する事業報告書</u>については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</p> <p>Ⅱ－６ 準用</p> <p>（１） <u>適格機関投資家等特例業務等、海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務</u>を行う者への準用</p> <p>適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>65号。以下、<u>Ⅵ-2-9-1</u>を除いて「改正法」という。)附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を行う者に係る事務処理については、Ⅱ-1-4(2)から(4)まで、Ⅱ-1-5(1)、Ⅱ-1-7(1)⑤及び⑨、(2)③、Ⅱ-1-8、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ-1-7(3)に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>65号。以下、<u>Ⅵ-2-11-1</u>を除いて「改正法」という。)附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)、<u>海外投資家等特例業務(金商法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。)</u>、<u>移行期間特例業務(金商法附則第3条の3第5項に規定する移行期間特例業務をいう。以下同じ。)</u>又は<u>金商法附則第3条の3第7項に規定する行為に係る業務(移行期間特例業務と併せて、以下「移行期間特例業務等」という。)</u>を行う者に係る事務処理については、Ⅱ-1-4(2)から(4)まで、Ⅱ-1-5(1)、Ⅱ-1-7(1)⑤及び⑨、(2)③、Ⅱ-1-8、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ-1-7(3)に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>金商法第63条の9第1項、第7項及び第10項、金商法第63条の10第2項から第4項まで(これらの規定を金商法第63条の11第2項において準用する場合又は同法附則第3条の3第4項において適用する場合を含む。以下Ⅵ-3-3において同じ。)</u>、<u>金商法第63条の11第1項並びに金商法附則第3条の3第1項の規定による届出の受理に関する事務</u></p> <p>⑤ <u>金商法第63条の12第2項(金商法第63条の11第2項において準用する場合又は同法附則第3条の3第4項において適用する場合を含む。)</u>の規定により提出される書類の受理に関する事務</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－３ 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ－３－２－４、Ⅵ－３－３－３、Ⅷ－２－３及びⅪ－２－３を除く。）。）は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>（１）～（６） （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅲ－３－３ 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ－３－２－４、Ⅵ－３－５－３、Ⅷ－２－３及びⅪ－２－３を除く。）。）は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>（１）～（６） （略）</p> <p><u>Ⅵ－２－８ 海外投資家等特例業務に関する特に留意すべき事項</u></p> <p><u>海外投資家等特例業者の業務の適切性については、Ⅵ－２－５及びⅥ－２－７に準ずるほか、以下の点に特に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>Ⅵ－２－８－１ 業務執行態勢に関する留意事項</u></p> <p><u>（１）海外投資家等特例業務の要件</u></p> <p><u>海外投資家等特例業者（海外投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）は、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する者が、海外投資家等特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法第63条の8第2項に規定する海外投資家等をいう。以下Ⅵ－２－８及びⅥ－３－３において同じ。）に該当すること、その他海外投資家等特例業務の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>① Ⅵ－１－２の着眼点に準じて、海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、海外</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。</u></p> <p>② <u>海外投資家等のうち非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）の出資割合がファンドの総出資額の2分の1超となっているか。</u></p> <p>③ <u>海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する外国に住所を有する個人である顧客が、当該出資対象事業持分を取得する時点において、金商業等府令第246条の10第1項第1号又は第2号に該当することを適切に確認するための措置として、例えば、当該顧客からの自己申告の書面及び当該顧客が任意に提供した資料（取引残高報告書又は通帳の写し等）、又は金商業等府令第246条の14第1項第5号ハに規定する書面等を活用することにより、取引の状況その他の事情から合理的に判断して純資産額及び投資性のある金融資産がいずれも3億円以上と見込まれ、かつ、証券口座の開設から1年以上経過していること、又は当該顧客が外国の法令上特定投資家に相当する者であることを十分に確認した上で、確認結果及びその根拠を記載した書面を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。</u></p> <p>④ <u>出資要件を満たさない顧客に出資をさせるため、顧客に事実と異なる資産状況等の申告を誘導していないか、必要に応じて検証を行うなど、適正な勧誘に努めているか。特に、海外投資家等のうち特定投資家以外の者が顧客となる場合は、契約締結前交付書面等の金商法上の書面交付義務その他の行為規制も適切に遵守しているか。</u></p> <p>(2) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された海外投資家等特例業者の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>法第63条の14（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下VI-3-3において同じ。）の規定に基づく報告を求める。特に、海外投資家等特例業務においては、当該業務の相手方が主として非居住者になるため、海外当局との協力の枠組みも積極的に活用し、課題の早期把握・解消に努めるものとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第63条の13第1項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下VI-3-3において同じ。）の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第63条の13第2項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下VI-3-3において同じ。）の規定に基づく業務停止命令又は金商法第63条の13第3項（同法第63条の13第2項において準用する場合を含む。以下VI-3-3において同じ。）の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p><u>VI-2-9 移行期間特例業務等に関する特に留意すべき事項</u></p> <p><u>移行期間特例業者（移行期間特例業務等を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性については、VI-2-2、VI-2-4及びVI-2-8の各規定に準ずるほか、以下の点に特に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>VI-2-9-1 業務執行態勢に関する留意事項</u></p> <p><u>（1）移行期間特例業務等の要件</u></p> <p><u>移行期間特例業者は、顧客が移行期間特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法附則第3条の3第6項に規定する海外投資家等をいう。以下VI-2-9において同じ。）に該当すること、その他</u></p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>移行期間特例業務等の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p>① <u>移行期間特例業務を行う者が、顧客が海外投資家等のみであることを適切に確認し、確認結果についての社内記録を作成及び保存しているか。</u></p> <p>② <u>移行期間特例業務を行う者が、顧客が投資運用業を行う金商業者及び登録金融機関である場合、当該金商業者及び登録金融機関の商号、登録番号、所在地等を確認し、確認結果についての社内記録を作成及び保存しているか。</u></p> <p>③ <u>外国投資運用業者について、我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有する国又は地域において、投資運用業を行うことについて金商法上の登録と同種類の登録を受けているか。</u></p> <p>④ <u>外国投資運用業者について、外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから3年以上の業務実績があるか。また、業務実績の期間算定に休業期間等を含めていないか。</u></p> <p>⑤ <u>主な運用対象が、国内企業等に対する議決権のある株式、新株予約権、新株予約権付社債や、これらを信託財産とする信託受益権となっていないか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p><u>移行期間特例業務等は、我が国資本市場の国際金融センターとしての機能発揮に向けて、海外投資運用業者等の受入れを促進する観点から、時限措置として、簡素な手続きによる業務開始を可能としたものである。こうした制度趣旨に鑑み、例えば、以下のような点に留意して監督</u></p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>VI-2-8</u> 投資法人の業務の適切性</p> <p><u>VI-2-8-1</u> 投資法人の機関運営等に関する事項 (略)</p> <p><u>VI-2-9</u> その他留意事項</p> <p><u>VI-2-9-1</u> 投信法及び信託法に関する留意事項</p> <p>新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、<u>VI-2-9-1</u>における用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>① 「新信託法」：信託法（平成18年法律第108号）</p> <p>② 「信託法整備法」：信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する</p>	<p>を行うものとする。</p> <p>① <u>移行期間特例業務等を行うことができるのは、届出の日から5年を経過したとき、又は当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）</u>、<u>特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者となった場合には、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者となったときまでとされているところ、当該5年間の時限措置期間内に、日本において、金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となることが予定されているか。</u></p> <p>② <u>金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者について、登録又は届出を行う場合には、それぞれの業態に応じた要件を満たす必要があることについて検討が行われているか。</u></p> <p><u>VI-2-10</u> 投資法人の業務の適切性</p> <p><u>VI-2-10-1</u> 投資法人の機関運営等に関する事項 (略)</p> <p><u>VI-2-11</u> その他留意事項</p> <p><u>VI-2-11-1</u> 投信法及び信託法に関する留意事項</p> <p>新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、<u>VI-2-11-1</u>における用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>① 「新信託法」：信託法（平成18年法律第108号）</p> <p>② 「信託法整備法」：信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>法律（平成18年法律第109号）</p> <p>③ 「新投信法」：改正法第5条の規定による改正後の投信法</p> <p>④ 「旧投信法」：信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法</p> <p>⑤ 「新法信託」：新投信法及び新信託法の施行後に信託された投資信託</p> <p>⑥ 「旧法信託」：新投信法及び新信託法の施行前に信託された投資信託</p> <p>旧法信託は、信託法整備法第3条又は第26条第1項の規定により新法信託とすることが可能であるが、これを行わない場合は信託法整備法第2条の規定が適用される。その結果、旧法信託については、新信託法及び信託法整備法により制度整備が図られた受益権原簿、信託の併合、投資信託に関する公告の方法を委託者における公告の方法とすること並びに投資信託約款変更等に係る書面決議及び当該書面決議において反対した受益者の買取請求等に関する新投信法等の規定（新投信法第4条第2項第17号、第6条第7項、第16条第2号、第17条、第18条、第20条、第25条、第49条第2項第18号、第50条第4項、第54条第1項において準用する第16条第2号、第17条及び第18条、第57条及び第59条において準用する第16条第2号、第17条、第20条及び第25条並びにこれらの規定に関する罰則及び金商法施行令・内閣府令）は適用されず、これらの規定に改正される前の関係する旧投信法、金商法施行令・内閣府令が適用されることに留意する。</p> <p><u>VI-2-9-2</u> 委託者非指図型投資信託に関する留意事項 （略）</p> <p><u>VI-2-9-3</u> 投資法人の合併に関する留意事項 （略）</p>	<p>法律（平成18年法律第109号）</p> <p>③ 「新投信法」：改正法第5条の規定による改正後の投信法</p> <p>④ 「旧投信法」：信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法</p> <p>⑤ 「新法信託」：新投信法及び新信託法の施行後に信託された投資信託</p> <p>⑥ 「旧法信託」：新投信法及び新信託法の施行前に信託された投資信託</p> <p>旧法信託は、信託法整備法第3条又は第26条第1項の規定により新法信託とすることが可能であるが、これを行わない場合は信託法整備法第2条の規定が適用される。その結果、旧法信託については、新信託法及び信託法整備法により制度整備が図られた受益権原簿、信託の併合、投資信託に関する公告の方法を委託者における公告の方法とすること並びに投資信託約款変更等に係る書面決議及び当該書面決議において反対した受益者の買取請求等に関する新投信法等の規定（新投信法第4条第2項第17号、第6条第7項、第16条第2号、第17条、第18条、第20条、第25条、第49条第2項第18号、第50条第4項、第54条第1項において準用する第16条第2号、第17条及び第18条、第57条及び第59条において準用する第16条第2号、第17条、第20条及び第25条並びにこれらの規定に関する罰則及び金商法施行令・内閣府令）は適用されず、これらの規定に改正される前の関係する旧投信法、金商法施行令・内閣府令が適用されることに留意する。</p> <p><u>VI-2-11-2</u> 委託者非指図型投資信託に関する留意事項 （略）</p> <p><u>VI-2-11-3</u> 投資法人の合併に関する留意事項 （略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>VI-2-9-4 分別管理等に関する留意事項 (略)</p>	<p>VI-2-11-4 分別管理等に関する留意事項 (略)</p>
<p>VI-2-10 協会未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者 (VI-2-10 において「協会未加入業者」という。) は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>VI-2-12 協会未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者 (VI-2-12 において「協会未加入業者」という。) は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はVI-2-10に準じた監督上の対応がとられること。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はVI-2-12に準じた監督上の対応がとられること。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目</p> <p>適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(2)に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者(金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の4各号に掲げる者を含む。以下このVI-3-1-2において同じ。)の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務若しくは特例投資運用業務を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。</p> <p>イ. 全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えないこと。</p> <p>ロ. 全ての運用財産に係る権利者の中に適格投資家以外の者がいないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目</p> <p>適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(2)に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者(金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の4各号に掲げる者を含む。以下このVI-3-1-2において同じ。)の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者、<u>金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務若しくは特例投資運用業務を行っている者又は同法の届出を行い海外投資家等特例業務を行っている者</u>である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。</p> <p>イ. 全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えないこと。</p> <p>ロ. 全ての運用財産に係る権利者の中に適格投資家以外の者がいないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>VI-3-3 海外投資家等特例業務に係る事務処理上の留意点</u></p> <p><u>VI-3-3-1 届出事項の確認</u></p> <p><u>(1) 主な着眼点</u></p> <p>① <u>届出が必要とされる事項について、記載漏れ等はないか。届出の要件は充足されているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>② <u>添付が必要とされる書類について、添付漏れ等はないか。また、届出事項と添付書類の内容との間に齟齬等はないか。</u></p> <p>③ <u>届出者が法人である場合は、当該法人の代表者と連絡が取れる状態にあるか。届出者が外国法人である場合は、当該外国法人の国内における代表者と連絡が取れる状態にあるか。</u></p> <p>④ <u>主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所が、いわゆるバーチャルオフィスとなっていないか（届け出られた営業所等が、例えば短期間の契約によるレンタルオフィスである場合など、当該営業所等以外の場所で海外投資家等特例業務を行っていることが想定される場合には、ヒアリングや関係資料の徴求などにより、実態把握に努めるものとする。）。</u></p> <p>⑤ <u>海外投資家等特例業者から金商法第63条の10第3項第2号の規定に基づく海外投資家等特例業務の廃止の届出があった場合には、当該海外投資家等特例業者による顧客取引の終了並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産の返還が行われているか等について確認を行うこととする。</u></p> <p><u>(2) 監督手法・対応</u></p> <p><u>海外投資家等特例業務については、届出書の受理に当たって、海外投資家等特例業務の要件に不備がないか、届出事項に関して必要な確認を行う。その結果、届出事項に関し、不備や届出内容の疑義等が認められる場合は、届出を受理する前に是正を求めることとする。</u></p> <p><u>また、届出を受理した後、不備や届出内容の疑義等が認められた場合には、必要に応じて金商法第63条の14の規定に基づく報告を求め、是正状況を把握し、状況に応じて業務改善命令や業務停止命令など必要な対</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>応を検討する。</u></p> <p><u>具体的な是正策が提示されない場合や、金商法第63条の9第6項各号に規定する欠格事由のいずれかに該当すると認められた場合は、原則として、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>VI-3-3-2 届出者リスト等の作成及び公表等</u></p> <p><u>(1) 届出者リストの作成及び公表等</u></p> <p><u>投資者が各海外投資家等特例業者に関する情報を把握できるよう、各海外投資家等特例業者の金商法第63条の9第4項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。）に基づいて公衆縦覧すべき事項等（（4）に規定する事項とし、以下「海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項」という。）を掲載したリスト（以下「海外投資家等特例業務届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。</u></p> <p><u>このため、金融庁は1月ごとに、財務局における届出の受理状況等を確認のうえ、海外投資家等特例業務届出者リストを作成・更新し、金融庁ホームページにおいて公表するものとする。</u></p> <p><u>(2) 業務廃止命令を発出した届出者リストの作成及び公表等</u></p> <p><u>金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令が発出された海外投資家等特例業者を投資者が把握できるよう、業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リスト（以下「業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。</u></p> <p><u>このため、金融庁は、海外投資家等特例業者に金商法第63条の13第3</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>項の規定に基づく業務廃止命令が発出された場合には、当該海外投資家等特例業者について、海外投資家等特例業務届出者リスト又は連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リスト（（３）において定義されるものをいう。）から海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項を削除し、当該海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項を業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リストに掲載して、金融庁ホームページにおいて公表することとする。</u></p> <p><u>（３）連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストの作成及び公表等</u></p> <p><u>監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者を投資者が把握できるよう、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リスト（以下「連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。</u></p> <p><u>このため、金融庁は、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者が認められた場合には、当該海外投資家等特例業者の届出者リスト等記載事項を海外投資家等特例業務届出者リストから削除し、当該海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項を連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに掲載し、金融庁ホームページにおいて公表する。掲載・公表するに当たっては、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと、確知できない旨を金融庁ホームページに公表した日から30日以内に海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等（金商業等府令第246条の20第1項に規定する海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等をいう。以下（４）において同じ。）に申出をすること及び当該期間中に申出がないときは、別途、聴聞等の行政手続を行った上で</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>業務廃止命令を発出することがあることを明示する。</u></p> <p><u>なお、営業所又は事務所を確知できた海外投資家等特例業者については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストから削除した上で、海外投資家特例業務届出者リストに掲載することとし、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令を行った海外投資家等特例業者については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストから削除した上で、業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リストに掲載することとする。</u></p> <p><u>(4) 海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項</u></p> <p><u>① 海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項については、以下の事項とする（但し、ワ. については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに係る海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項からは除くものとし、また、レ. については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに限るものとする。）。</u></p> <p><u>イ. 商号、名称又は氏名及び法人番号</u></p> <p><u>ロ. 海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等</u></p> <p><u>ハ. 代表者、他の役員及び政令で定める使用人の氏名又は名称及び役職</u></p> <p><u>ニ. 政令で定める使用人の種別</u></p> <p><u>ホ. 業務の種別</u></p> <p><u>ヘ. 主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称、所在地及び電話番号</u></p> <p><u>ト. 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地及び電話番号</u></p> <p><u>チ. ホームページアドレス</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p> <u>リ. 他に行っている事業の種類</u>  <u>ヌ. 資本金の額又は出資の総額</u>  <u>ル. 金融商品取引業者としての登録の有無</u>  <u>ヲ. 金商法第63条の9第1項の届出の日又は同条第7項の規定に基づく直近の届出の日</u>  <u>ワ. 行政処分等の状況</u>  <u>カ. 出資対象事業持分の名称</u>  <u>コ. 出資対象事業持分の種別</u>  <u>ク. 出資対象事業の内容</u>  <u>ケ. 営業所又は事務所が確知できない旨を公表した日</u>  <u>② 上記①ワ. に規定する行政処分等の状況の記載について</u>  <u>イ. 金商法第63条の13第1項の規定に基づく業務改善命令若しくは同条第2項の規定に基づく業務停止命令を発出した海外投資家等特例業者については、当該行政処分の状況を記載することとする。</u>  <u>ロ. この監督指針に基づく警告を行った海外投資家等特例業者や、金商法第63条の14に基づく報告命令に応じない等の問題が認められた海外投資家等特例業者については、当該問題の内容を記載することとする。</u> </p> <p> <u>VI-3-3-3 無届業者に関する留意点</u>  <u>投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、金商法第63条の9第1項に規定する届出を行うことなく海外投資家等特例業務を行っている業者を発見した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取り止める又は直ちに届出を行うよう文書で警告を行うこととする。</u> </p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>VI-3-3-4 <u>海外投資家等特例業者に対する監督上の処分等に関する留意点</u></p> <p><u>(1) 海外投資家等特例業務に該当しないことが疑われる場合の留意点</u></p> <p><u>海外投資家等特例業者が行う業務が、海外投資家等特例業務の要件に該当しない場合は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>日常の監督事務等を通じ、海外投資家等特例業者について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条の14の規定に基づく報告を求め、その結果として必要な場合には、金商法63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応をとるものとする。また、立入検査等において上記の要件に該当しないことが認められた場合にも、同様の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の留意点</u></p> <p><u>海外投資家等特例業者が行う業務について、海外投資家等のうち非居住者以外の投資家の増加等の要因により海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。</u></p> <p>① <u>金商法第63条の9第9項の命令</u></p> <p><u>金商法第63条の9第9項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。）の「海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が前条第一項第一号に規定する権利に該当しなくなったとき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは拠</u></p>

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたとき」は、海外投資家等特例業務開始時には海外投資家等特例業務に該当していたが、海外投資家等特例業者の責に帰さない何らかの理由で海外投資家等特例業務に該当しなくなつたときを想定しており、この場合は、海外投資家等特例業者が行う業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずる必要がある。</u></p> <p>② <u>上記①以外の場合</u></p> <p><u>上記①以外の場合には、金商法第63条の8の特例は適用されず、海外投資家等特例業者は金商法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該海外投資家等特例業者に対しては、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出を含め、必要な対応を行うこととする。</u></p> <p><u>(3) 営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者への対応についての留意点</u></p> <p><u>日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者が認められた場合には、VI-3-3-2(3)に基づき、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに掲載し、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと等を明示し、これを金融庁ホームページにおいて公表した上で、当該公表の日から30日を経過しても当該海外投資家等特例業者から申出がないときは、当該海外投資家等特例業者に対しては、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。</u></p> <p><u>(4) 業務廃止命令を発出する際の留意点</u></p> <p><u>海外投資家等特例業者の業務の適切性に関する問題について、投資者</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p><u>VI-3-3</u> 投資法人に係る事務処理上の留意点</p>	<p><u>等に与える影響や行った行為の悪質性などが重大又は深刻であり、金商法第63条の13第1項の規定に基づく業務改善命令又は同条第2項の規定に基づく業務停止命令を行ったとしても当該海外投資家等特例業者に係る問題の改善が期待されない場合においては、同条第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。</u></p> <p><u>また、金商法第63条の13第3項に規定する「他の方法により監督の目的を達成することができないとき」とは、必ずしも、同項の規定に基づく業務廃止命令に先立って業務改善命令又は業務停止命令を発出することを要求する趣旨ではない。例えば、海外投資家等特例業者について、金融商品取引業者等であれば登録の取消しとなるような重大な法令違反が認められた場合、「他の方法により監督の目的を達成することができないとき」に該当することから、直ちに業務廃止命令を発出することとする。</u></p> <p><u>なお、海外投資家等特例業者に対して業務廃止命令を発出した場合には、当該海外投資家等特例業者による顧客取引の結了並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産の返還を確認した上で、金商法第63条の10第3項第2号に規定する海外投資家等特例業務の廃止の届出を求めることとする。</u></p> <p><u>VI-3-4 移行期間特例業務等に係る事務処理上の留意点</u></p> <p><u>移行期間特例業務等に係る事務処理上の留意点については、VI-3-3に準ずるものとする。</u></p> <p><u>VI-3-5 投資法人に係る事務処理上の留意点</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>VI-3-3-1</u> 登録投資法人の変更及び解散の届出 (略)	<u>VI-3-5-1</u> 登録投資法人の変更及び解散の届出 (略)
<u>VI-3-3-2</u> 臨時報告書 (略)	<u>VI-3-5-2</u> 臨時報告書 (略)
<u>VI-3-3-3</u> 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等 (略)	<u>VI-3-5-3</u> 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等 (略)
<u>VI-3-3-4</u> 証明書の発行 (略)	<u>VI-3-5-4</u> 証明書の発行 (略)